

個人所得課税における控除について

林正義

東京大学 大学院経済学研究科・経済学部
一般財団法人地方財務協会 地方財政研究会
令和8年2月8日(火) 17:30~20:00

1

1. 日本における所得課税

2

個人所得課税

- 所得への課税
- 収入 → (必要経費の控除) → 所得 → (所得控除) → 課税
所得 → (税率表参照) → 算定税額 → (税額控除) → 税額
- 所得控除 (必要経費の控除を含む)
 - 必要経費
 - 人的控除
- 税率表
 - 超過累進
- 税額控除
 - Credits ≠ deductions

3

給与所得控除 (みなし必要経費) 2025年改定

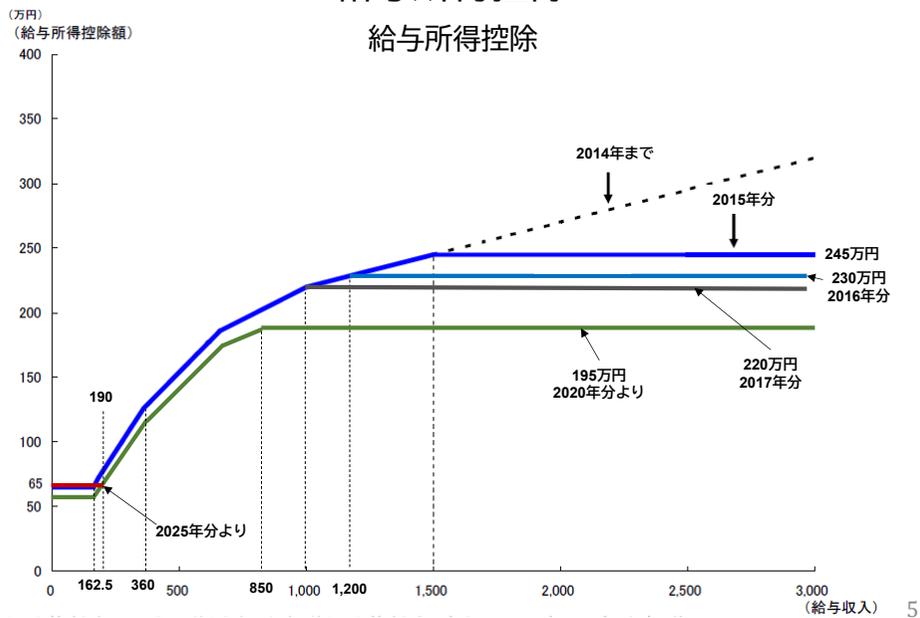
給与等の収入金額	給与所得控除額
1,625,000円以下	550,000円
1,800,000円以下	収入金額 × 40% - 100,000円
3,600,000円以下	収入金額 × 30% + 80,000円
6,600,000円以下	収入金額 × 20% + 440,000円
8,500,000円以下	収入金額 × 10% + 1,100,000円
8,500,000円超え	1,950,000円(上限)

▼ 2025年から変更

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,900,000円以下	650,000円
3,600,000円以下	収入金額 × 30% + 80,000円
6,600,000円以下	収入金額 × 20% + 440,000円
8,500,000円以下	収入金額 × 10% + 1,100,000円
8,500,000円超え	1,950,000円(上限)

4

給与所得控除



5

所得控除

	条件 a	所得税	個人住民税所得割
基礎控除 b	132 万円以下	95 万円	43 万円
	132 万円超 2,350 万円以下	58 万円	43 万円
	2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円	43 万円
	2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	29 万円
	2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	15 万円
	2,500 万円超	非適用	非適用
扶養控除 c	一般扶養親族 (16 歳以上 19 歳未満及び 23 歳以上 70 歳未満)	38 万円	33 万円
	特定扶養親族 (19 歳以上 23 歳未満)	63 万円	45 万円
	老人扶養親族 (70 歳以上・非同居)	48 万円	38 万円
	同居老親等 (70 歳以上・同居)	58 万円	45 万円
特定親族特別控除 d	特定親族 (19 歳以上 23 歳未満の親族で扶養控除の対象外のもの)	最高 63 万円 (特定親族の所得に応じ 9 段階で進減)	最高 45 万円 (特定親族の所得に応じ 7 段階で進減)
配偶者控除 e (包括内の控除額は配偶者が 70 歳以上の場合)	900 万円以下	38 万円 (48 万円)	33 万円 (38 万円)
	900 万円超 950 万円以下	26 万円 (32 万円)	22 万円 (26 万円)
	950 万円超 1,000 万円以下	13 万円 (16 万円)	11 万円 (13 万円)
	1,000 万円超	非適用	非適用
配偶者特別控除	900 万円以下	配偶者の給与収入が 123 万円を超えると配偶者控除に代わり適用。配偶者の合計所得金額が増加するにたいがい、納税者本人の所得に対応する上記配偶者控除の金額から進減。	
	900 万円超 950 万円以下		
	950 万円超 1,000 万円以下		
	1,000 万円超		

6

	条件 a	所得税	個人住民税所得割
障害者控除 f	特別障害者 (身体障害者手帳 1・2 級, 精神障害者手帳 1 級, 療育手帳 A の保持者)	40 万円	30 万円
	普通障害者 (特別障害に該当しない者)	27 万円	26 万円
	同居特別障害者 (同居・同一生計の配偶者や扶養親族が特別障害者の場合)	75 万円	53 万円
生命保険料控除 g	一般の生命保険料 (H23 年以前加入/H24 年以後加入)	最高 5 万円 最高 4 万円	最高 3.5 万円 最高 2.8 万円
	介護医療保険料 (H24 年以後加入)	最高 4 万円	最高 2.8 万円
	個人年金保険料 (H23 年以前加入/H24 年以後加入)	最高 5 万円 最高 4 万円	最高 3.5 万円 最高 2.8 万円
地震保険料控除	①地震保険料	最高 5 万円	最高 2.5 万円
	②長期損害保険料 (H18 年以前契約)	最高 1.5 万円	最高 1 万円
	①と②の併用	最高 5 万円	最高 2.5 万円
雑損控除	①損失額(保険金等の補償額を除く) - 総所得金額等 × 10% と ②災害関連支出の金額 - 5 万円のうち多い額		
医療費控除	当該年に支払った医療費(保険金等の補償額を除く) - (総所得金額等 × 5% もしくは 10 万円のうち低い金額) : 限度額 200 万円。特例あり。		
社会保険料控除	当該年に支払った金額		

a) 「条件」となる金額は納税者の合計所得金額。給与だけの場合、合計所得金額は給与所得と等しくなる。b) 令和 7 年と令和 8 年に限定して、合計所得金額が 132 万円超 336 万円以下の場合には 30 万円、336 万円超 489 万円以下の場合には 10 万円、489 万円超 655 万円以下の場合には 5 万円、基礎控除が増額される。c) 扶養者の収入が給与だけの場合、給与収入が 123 万円以下の扶養者に適用。d) 特定親族の収入が給与収入だけの場合、給与収入が 188 万円以下の特定親族に適用。e) 配偶者の収入が給与だけの場合、給与収入が 123 万円以下の配偶者に適用。f) 納税者自身、同一生計配偶者または扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合に適用。扶養控除の適用がない 16 歳未満の扶養親族にも適用。g) 生命保険料控除の合計額の上限は、所得税について 12 万円、個人住民税について 7 万円。h) 上記以外にも寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、小規模企業共済等掛金控除が存在する。

7

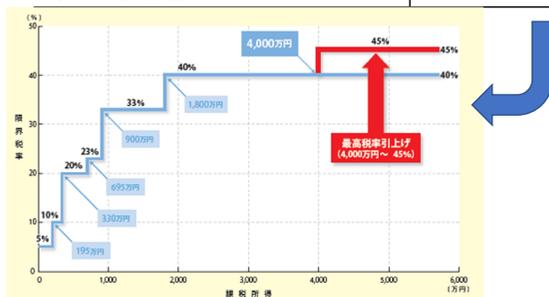
	条件 a	所得税	個人住民税所得割
生命保険料控除 g	一般の生命保険料 (H23 年以前加入/H24 年以後加入)	最高 5 万円 最高 4 万円	最高 3.5 万円 最高 2.8 万円
	介護医療保険料 (H24 年以後加入)	最高 4 万円	最高 2.8 万円
	個人年金保険料 (H23 年以前加入/H24 年以後加入)	最高 5 万円 最高 4 万円	最高 3.5 万円 最高 2.8 万円
地震保険料控除	①地震保険料	最高 5 万円	最高 2.5 万円
	②長期損害保険料 (H18 年以前契約)	最高 1.5 万円	最高 1 万円
	①と②の併用	最高 5 万円	最高 2.5 万円
雑損控除	①損失額(保険金等の補償額を除く) - 総所得金額等 × 10% と ②災害関連支出の金額 - 5 万円のうち多い額		
医療費控除	当該年に支払った医療費(保険金等の補償額を除く) - (総所得金額等 × 5% もしくは 10 万円のうち低い金額) : 限度額 200 万円。特例あり。		
社会保険料控除	当該年に支払った金額		

a) 「条件」となる金額は納税者の合計所得金額。給与だけの場合、合計所得金額は給与所得と等しくなる。b) 令和 7 年と令和 8 年に限定して、合計所得金額が 132 万円超 336 万円以下の場合には 30 万円、336 万円超 489 万円以下の場合には 10 万円、489 万円超 655 万円以下の場合には 5 万円、基礎控除が増額される。c) 扶養者の収入が給与だけの場合、給与収入が 123 万円以下の扶養者に適用。d) 特定親族の収入が給与収入だけの場合、給与収入が 188 万円以下の特定親族に適用。e) 配偶者の収入が給与だけの場合、給与収入が 123 万円以下の配偶者に適用。f) 納税者自身、同一生計配偶者または扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合に適用。扶養控除の適用がない 16 歳未満の扶養親族にも適用。g) 生命保険料控除の合計額の上限は、所得税について 12 万円、個人住民税について 7 万円。h) 上記以外にも寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、小規模企業共済等掛金控除が存在する。

8

個人所得税の税率 (H27～)

課税所得 (控除後)	所得税	個人住民税所得割
195万円以下	5%	10%
195万円を超え 330万円以下	10%	
330万円を超え 695万円以下	20%	
695万円を超え 900万円以下	23%	
900万円を超え 1,800万円以下	33%	
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	
4,000万円超 (H27年より)	45%	



9

日本における税額控除

- 所得税と個人住民税所得割における税額控除
- 特定の政策の奨励
 - 寄附を奨励するための税額控除 (政党等寄附金特別控除, 認定NPO法人等寄附金特別控除, 公益社団法人等寄附金特別控除)
 - 住宅購入・改修を奨励するための税額控除 (住宅借入金等特別控除, 住宅耐震改修特別控除, 住宅特定改修特別税額控除, 認定住宅等新築等特別税額控除)
- 複数の所得区分間の所得調整
 - 配当控除, 分配時調整外国税相当額控除, 外国税額控除

10

2. 所得控除と税額控除

所得控除 (必要経費の控除含む) の機能

- 担税力にかかる水平的公平性の確保
 - 所得課税の建前: 担税力に応じて課税
 - 所得が同じでも, 担税力が異なれば, 負担も異なる。
 - 個人単位課税→個人単位で税額を考慮
 - 担税力が同様の個人には同じ税額を課す (水平的公平性の担保)
- 政策的誘導
 - 特定の選択を取るよう個人を選択を誘導。
 - なんとら**特別**控除: 配偶者特別控除, 特定親族特別控除
 - 生命保険料控除, 地震保険料控除

11

12

所得控除の分類（試案）

目的 \ 区分	人的控除 Personal exemptions	人的控除以外の控除 Personal/Itemized deductions
水平的公平性	基礎控除 扶養控除 配偶者控除 障害者控除 ひとり親控除 寡婦控除など	雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 寄附金控除
政策的誘導	配偶者特別控除 特定扶養親族特別控除	生命保険料控除 地震保険料控除 寄附金控除（ふるさと納税関連）

13

所得控除の機能

- お金のフローから本来の「所得」へ近づけること＝適切な課税ベースとするための内在的調整
 - Andrews, W.D., 1972. Personal deductions in an ideal income tax. Harvard Law Review 86(2), 309-385.
 - 本来の「所得」 = Shanz/Haig/Simonの所得概念を利用：所得 = 消費 + 純資産増加に充てられる収入
- 反論（特に消費の概念をめぐる）
 - Kelman, M.G., 1979. Personal deductions revisited: Why they fit poorly in an ideal income tax and why they fit worse in a far from ideal world. Stanford Law Review 31(5), 831-884.
- その他考察
 - Griffith, T.D., 1989. Theories of personal deductions in the income tax. Hastings Law Journal 40, 343-409.
 - Riza, L., 2016. In retrospect of 40 years, another look at Andrews' personal deductions argument: A comparison of charitable contributions and child-Care expenses. DePaul Business & Commercial Law Journal 15, 1-52.

14

Shanz-Haig-Simonsの所得概念

- Shanz-Haig-Simonsの所得概念
 - Shanz: 「所与の期間内における個人の経済力全体の尺度」「一定期間内にその人の既存の基本資産を損なうことなく任意に消費しうる経済財あるいは交換財の総計」「自分のために消費しうる資力の総計は、資産を損なうことなく得られるものすべてを考慮」「問題は、ある人が一定期間にどれほどの自由に処分可能な経済力を得たか」ゲオルグ・シャンツ『所得概念と所得税法』
 - Haig: "Income is the money value of the net accretion to one's economic power between two points in time."
 - Simons: "[T]he algebraic sum of (1) the market value of rights exercised in consumption and (2) the change in the value of the store of property rights between the beginning and end of the period in question. The "sine qua non of income is gain ... and gain to someone during a specific time interval. Moreover, this gain may be measured and defined most easily by positing a dual objective or purpose, consumption and accumulation, each of which may be estimated in a common unit by appeal to market prices."

15

所得控除： 本来の<所得>を算定するための手段

- 発想： Andrews, W.D., 1972. Personal deductions in an ideal income tax. Harvard Law Review 86(2), 309-385./Turnier, W. J., 1981. Evaluating personal deductions in an income tax -the ideal. Cornell Law Review 66(2), 262-296.
- 税制上は消費・純資産増加を観測できないため貨幣的流入（money inflow）を代理変数として利用
- 所得 = 消費 + 純資産増加（収入のうち消費と純資産増加に割り当てる部分）

$$C_t + \Delta W_t = E_t + R_t + V_t + G_t - Q_t - Z_t - F_t$$

↑ 次スライド参照 ↑
- 所得 = 消費 + 純資産増加

$$= \text{労働収入} + \text{利息受取} + \text{キャピタルゲイン} + \text{移転受取} \\ - \text{必要経費} - \text{支払利息} - \text{移転支払}$$
- 所得控除
 - 必要経費
 - 支払利息：受取側の所得（→受取側で課税）
 - 移転支払：受取側の所得（→受取側で課税）

16

現金フローと未実現のキャピタルゲイン

- 現金支出 = $C_t + Q_t + Z_t + P_t + F_t$
消費 必要経費 支払利息 元金返済 移転支払
- 現金収入 = $E_t + R_t + X_t + B_t + G_t$
労働収入 受取利息 資産取崩 借入 移転受取
- 貯蓄 = 現金収入 - 現金支出
 $S_t = (E_t + R_t + X_t + B_t + G_t) - (C_t + Q_t + Z_t + P_t + F_t)$
 $= (E_t - Q_t) + (R_t - Z_t) + (X_t + B_t - P_t) + (G_t - F_t) - C_t$
- 純資産増加 (ΔW_t) = 貯蓄 - 借入 - 資産取崩 + 元金返済 + **未実現のキャピタルゲイン** (V_t)
 $\Delta W_t \equiv S_t - B_t - X_t + P_t + V_t = (E_t - Q_t) + (R_t - Z_t) + (G_t - F_t) + V_t - C_t$
- 所得 = 消費 + 純資産増加
 $C_t + \Delta W_t = (E_t - Q_t) + (R_t - Z_t) + (G_t - F_t) + V_t$

17

実際の所得控除との対応

- 必要経費
 - 必要経費
 - 給与所得控除：見なし必要経費
 - 基礎控除：人的資本を維持するための必要経費 / 過去の人的資本に対する経費（人的投資）について現在所得が生み出される段階における控除（中里実, 2003. 「所得控除制度の経済学的意義」『日税研論集：所得控除の研究』52, 91-132.） / 所得獲得のための前提条件（Sheltzer 1968.）
 - 医療費控除：人的資本を維持するための必要経費（中里2003）
- 支払利息
 - 米国の利子控除
- 移転支払：世帯内（個人単位課税の場合）
 - 扶養控除 / 配偶者控除 ← 個人単位課税であるから必要となる
- 移転支払：世帯外
 - 寄附金控除

18

基礎控除の3つの解釈

- 人的資本を維持するための費用（←前のスライドで説明した解釈）
 - 時間経過に伴う人的資本の価値低下にかかる減価償却部分
 - 過去の人的資本に対する人的投資の経費に関し、現在所得が生み出される段階で所得控除する部分
- 最低限度の生活に必要な所得には課税しない（←もっとも広く共有されている解釈）
 - モンテスキュー：It was judged that every man had an equal share of what was necessary for nature; that whatsoever was necessary for nature ought not to be taxed; that to this succeeded the useful, which ought to be taxed, but less than the superfluous; and that the largeness of the taxes on what was superfluous prevented superfluity. (*The Spirit of Laws*, Book 13, 7, translated by T. Nugent)
- 税務経費の節約（←Sheltzer, L.H., 1968. *The Personal Exemptions in the Income Tax*, NBER and Columbia University Press）
 - 一定以下の所得の者から徴税することは納税額以上の費用をもたらすため、その部分を節約するために非課税
 - 税務経費の観点のみからで控除額を決定できるのか？
 - 選付型控除を前提とする場合・・・？

19

移転と消費 移転 = 対価を伴わない経済資源の移動

- 利他性
 - 移転受取り者の効用増加が、移転の支払者の効用を増加させる。
 - この場合、移転は消費として解釈できる。
 - ただし、当該移転額から得られる効用増加と同額を自分で消費する場合の効用増加は異なるはず。
- 世帯内交換
 - 納税者の「移転」の対価として配偶者や被扶養者が世帯内でサービスの提供を行っている場合、世帯内「移転」は当該サービスを得るための支払となる。
 - この場合も納税者の消費として解釈できる。

20

移転支払側の移転受取側への 利他性を前提にすると

- 移転支払側の利他性を前提にすると移転受取側の消費と移転支払側の消費が二重に計上される。
- 移転の受取側で受けとった移転が課税されるならば、徴税の観点からは問題ない(?)。
- 利他性を通じた移転支払は消費とみなせることを理由として、該当する人的控除をなくせば、社会に存在する所得以上からの税収を上げることができる

21

世帯内移転の受取側への課税

納税者本人（限界税率 m_M ）が配偶者（限界税率 m_F ）の生活のために金額 F を移転

- ① 理想的な個人単位課税（受け取り側で課税） $F > D$ 及び $m_F \leq m_M$ と仮定。
 - 納税者本人の納税額が $m_M F$ 減少，配偶者の税額が $m_F(F - D)$ 増加（ D は所得控除額）。
 - 世帯税額の変化： $m_F(F - D) - m_M F = -(m_M - m_F)F - m_F D$
- ② 配偶者控除
 - 所得控除 D により納税者本人の納税額が $m_M D$ 減少。配偶者の税額は無変化。
 - 世帯税額の変化： $0 - m_M D = -m_M D < 0$
- ③ 理想的な個人単位課税から配偶者控除に変化することによる納税額変化
$$-m_M D - \{-(m_M - m_F)F - m_F D\} = (m_M - m_F)F - (m_M - m_F)D > 0$$

22

税額控除 (tax credit) 税額控除と比較して語るところがあまりない

- 税額控除 (tax credit)
 - 「債務としての税を支払う際に現金の代わりに利用できる、政府によって発行された権利 (government-issued rights that can be used in place of cash to pay an existing tax liability)」 Glickman (2014)
 - 一旦算定された税額から一定金額を控除する行為もしくはその金額。当然、当該金額分だけ税負担が軽減される。
 - 所得控除の「控除」の英語表記はdeduction (=引くこと) もしくはexempt (=除外すること：人的控除の場合) であるが、税額控除の「控除」の英語表記はcreditであることに注意。
- クレジット = Credit
 - 何かが承認・評価され、その結果として公式に記録されること
 - 正当に認められた金額の計上
 - 当局が認めた価値を帳簿の貸方に計上し、税負担を減らすもの (会計用語としてのdebitの対)

23

3. 地方税：国税との関連で

24

個人住民税（地方税）

- 均等割
 - 合計所得金額（給与収入だけの場合、給与所得＝給与収入－給与所得控除の値と等しくなる）が非課税限度額（非課税基準額）を超えると定額課税（標準税率年間5,000円：都道府県分1,500円、市町村分3,500円）
 - 非課税限度額＝(35万円×世帯人員数＋加算額21万円)×係数＋10万円（扶養親族がいない場合、加算額21万円は不適用）
 - 係数＝{1.0, 0.9, 0.8}：生活保護級地によって変化。扶養親族がいない場合、非課税限度額（非課税基準額）は38万円、41.5万円、45万円となる。給与収入のみで扶養親族がいない場合、これを給与収入で表すと103万円、106.5万円、110万円となる。
 - 給与収入のみで扶養親族がいない場合、課税最低限（＝基礎控除＋給与所得控除）は108万円である一方、非課税限度額（均等割の支払が始まる金額）は103万円、106.5万円、110万円のいずれか。
- 所得割
 - 課税所得に定率課税（標準税率10%：市町村6%都道府県4%；政令市8%都道府県2%）
 - 合計所得金額が非課税限度額を超えた場合のみ課税
 - 非課税限度額＝35万円×世帯人員数＋10万円＋加算額35万円（全国一律、扶養親族がいない場合、加算額は不適用）。給与収入のみで扶養親族がいない場合、これを給与収入で表すと、100万円となる。
 - 給与収入のみで扶養親族がいない場合、非課税限度額は100万円である一方で、給与収入の課税最低限（＝基礎控除＋給与所得控除）は108万円。

25

個人住民税における控除

- 所得税と類比的な控除の設定
- 人的控除の金額は該当する所得税の控除額より小さい
 - 「地域社会の会費」という性格から？

所得控除

〔家族構成や家族の収入等の事情に応じた配慮(人的控除)〕		
基礎控除	最高 43万円(所得税最高95万円)	「地域社会の会費」という性格からいずれも所得税より低く、 地方税独自に設定
扶養控除	33万円(所得税38万円)	
特定扶養控除	45万円(所得税63万円)	
	など	

〔令 7 . 5 . 1 5
総 5 - 2〕

26

基礎控除

- 基礎控除は、昭和25年度の個人住民税創設時(シャープ勧告)に、所得税の計算の例によるものとして導入された。
- 昭和37年度より、個人住民税独自の所得控除として創設され、基本的に所得税における基礎控除額の引上げ等を踏まえて、以下のように、控除額の引上げが行われてきた。
- 個人住民税における基礎控除は、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、控除額を所得税よりも低く設定。

【控除額の推移】

(単位：万円)

年度(年)	個人住民税	所得税
昭和 50～51	19	26
52～53	20	29
54	21	〃
55～57	22	〃
58	〃	30
59～62	26	33
63	28	〃
平成 元	〃	35
2	30	〃
3～6	31	〃
7～令和元	33	38
2	〃	最高 48
3～6	最高 43	〃
7	〃	最高 95 ※3

【基礎控除の沿革等】

政府税調答申(昭和35年12月)

- 所得税の改正がそのまま住民税に影響をおよぼさないよう、その各種の控除の金額に地方税独自の金額を定めることを基本とした。



昭和37年度より、所得課税の方式をとりつつ、所得税の影響を遮断できるよう、個人住民税独自の基礎控除を創設(＝現行の個人住民税制度の創設)。

※1 平成30年度改正により、給与所得控除の10万円引下げに伴い、基礎控除を10万円引き上げることとなった。
 ※2 令和3年度分個人住民税(令和2年分所得税)より、基礎控除の控除額は、本人の合計所得金額2,400万円から3段階で減減、2,500万円超で消失する。
 ※3 収入に応じ控除額が減減(例：給与収入200万円相当以下の場合には、最高95万円)。

27

政府税制調査会 (2015, p.12)

- 個人住民税は、**地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格(地域社会の会費的性格)を有しており**、このような性格から、幅広い納税義務者から一定額の税負担を求める均等割が存在し、また、比例税率である所得割においても低めの課税最低限が設定されている。税負担の調整のあり方の再構築の観点から個人所得課税における控除のあり方を検討する場合、課税最低限等については、個人住民税においては地域社会の会費的性格から広く住民が負担すべきであることを踏まえ、納税義務者数の減少を招かないように留意すべきである。

28

地方税による所得課税の複雑化1：非課税基準額

- **非課税基準額**（「政令で定める基準にしたがい当該市町村の条例で定める金額（地方税法第295条）」）もしくは**非課税限度額**（「非課税限度額制度適用者（地方税法施行令第2条の2の6）」）
- 個人住民税所得割で与えられる課税最低限（所得控除の合計値）とは異なる
 - 手取りの逆転を発生させる場合あり→**税額調整（手取り逆転の防止）**
- 所得割と均等割で異なる場合がある
 - 所得割→全国一律
 - 均等割→地域により3段階で異なる（生活保護級地1～3）で異なる。

29

地方税による所得課税の複雑化2：調整控除

- 所得税と個人住民税所得割の所得控除額の違いは、その理解を難しくさせているだけではなく税制変更の際に不都合も発生。
- 2007年における「税源移譲」と称した、所得税と個人住民税の間の税率移転（tax-point transfer）
 - 税率移転：同一の課税客体を共有する複数の税の間で、それらの税率を合算した値が変わらないように税率を動かすこと
- 中低所得者が直面する双方の限界税率の合計値（15%）はそのままに、所得税の限界税率を引き下げ（10%→5%）、個人住民税の限界税率を引き上げ（5%→10%）。
 - 所得税の人的控除は所得割のそれより大きいため、税率移転によって所得割だけを納税する低所得者の税負担が増加。
- この負担増を緩和する調整控除が設けられ、①人的控除の差額の合計値×5%と②個人住民税の課税所得金額×5%のうちのいずれか小さい額が個人住民税所得割の税額から控除。

30

地方住民税における基礎控除の解釈

1. 生存水準に必要なとなる費用の控除（最低生活費に充てる所得への非課税）
 2. 人的資本への投資に対する減価償却（中里）
 3. 徴税費用の節約（徴税能力への対処）
- 1と2については、税制とは独立して決定するので、国と地方で所得控除の金額が異なることは含意されない。
 - 3からは、地方のほうが国より徴税能力が高い（もしくは効率的）でない限り、地方の低い所得控除額は導かれない。

31

4. 控除と個人の予算制約

32

(非還付型の) 所得控除と税額控除 ともに定額の場合

- (非還付型) 所得控除(deduction)

$$T = \max\{m \cdot (Y - D), 0\}$$

$$T = \begin{cases} m(Y - D) & \text{for } Y \geq D \\ mY & \text{for } Y < D \end{cases}$$

- T: 税額, m: 税率(比例税を想定), Y: 所得, D: 所得控除額, m · D: 税の軽減=実質的な給付

- (非還付型) 税額控除(tax credit)

$$T = m \cdot Y - E$$

$$T = \begin{cases} mY - E & \text{for } mY \geq E \\ mY & \text{for } mY < E \end{cases}$$

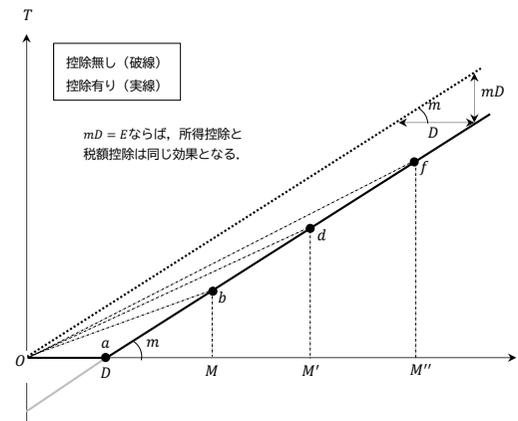
- E: 税額控除

- いずれの場合も, 所得が一定金額を上回ると税引き後所得は増加する=実質的な給付.

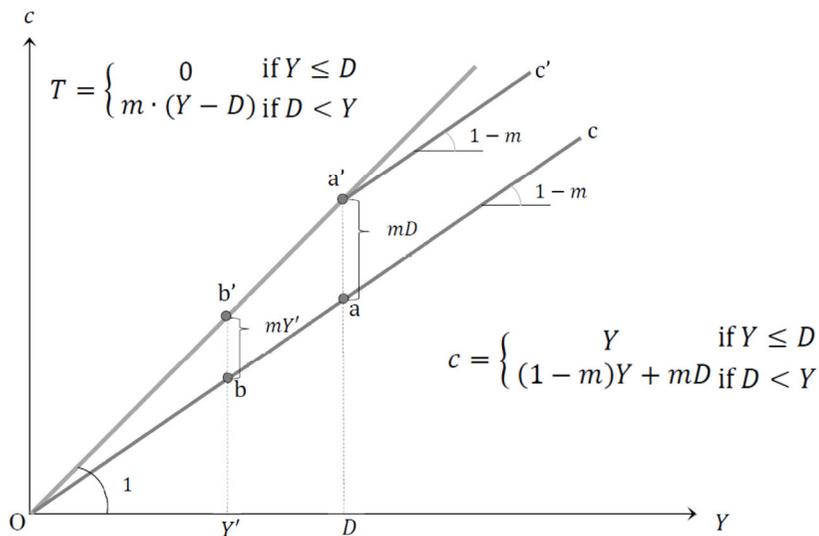
$$M - T = Y - m \cdot (Y - D) = (1 - m) \cdot Y + m \cdot D \text{ if } Y \geq D$$

$$M - T = Y - (m \cdot Y - E) = (1 - m) \cdot Y + E \text{ if } mY \geq E$$

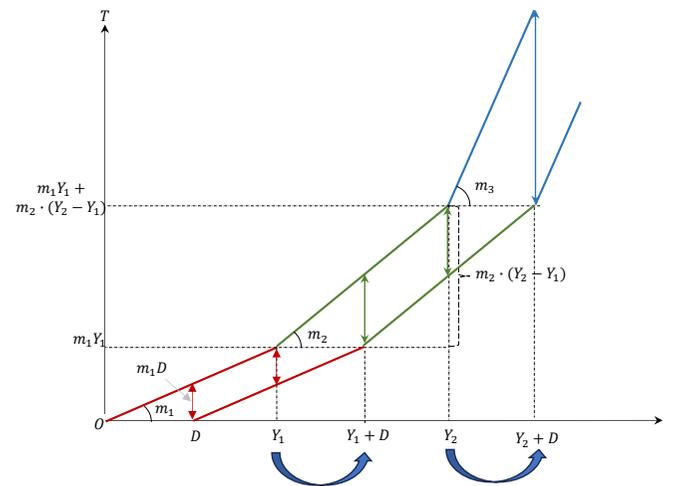
税額控除と所得控除 比例税/累進税の第1ブラケット



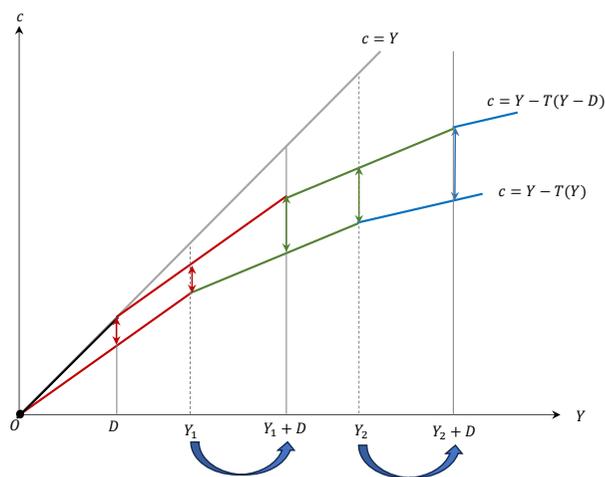
比例課税: E = mDとすれば同値



超過累進課税下での税収と所得控除

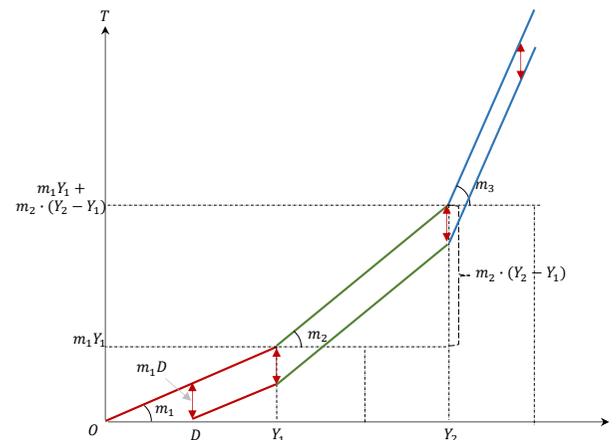


超過累進課税下での可処分所得と所得控除



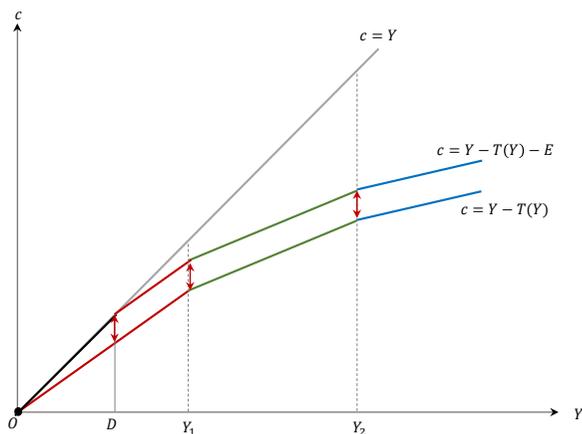
37

超過累進課税下での税金と税額控除



38

超過累進課税下での予算制約と税額控除



39

所得控除と税額控除による税負担軽減：額と率

- 所得控除による負担軽減額

$$S = m(Y) \cdot D \Rightarrow \frac{dS}{dY} = m'(Y) \cdot D \geq 0, \frac{dS}{dD} = m(Y) > 0, \frac{d^2S}{dYdD} = m'(Y) \geq 0$$

- 超過累進課税の下では $\Delta m(Y)/\Delta Y \geq 0$ であるから、①所得の増加とともに限界税率が大きくなると軽減額は増加し、②この所得の増加に応じた軽減額の増加は控除額が大きくなると大きくなる。また、③控除額が大きくなると、限界税率に比例して軽減額は大きくなる。

- 税額控除による負担軽減額

$$S = E \Rightarrow \frac{dS}{dY} = 0, \frac{dS}{dE} = 1, \frac{d^2S}{dYdE} = 0$$

- 所得水準に拘わらず一定

- 所得控除による負担軽減率

$$s = \frac{m(Y) \cdot D}{T(Y)} \Rightarrow \frac{ds}{dY} = \frac{m'(Y) - m(Y)^2}{T(Y)^2} \cdot D = ?, \frac{ds}{dD} = \frac{m(Y)}{T(Y)} > 0, \frac{d^2s}{dYdD} = \frac{m'(Y) - m(Y)^2}{T(Y)^2} = ?$$

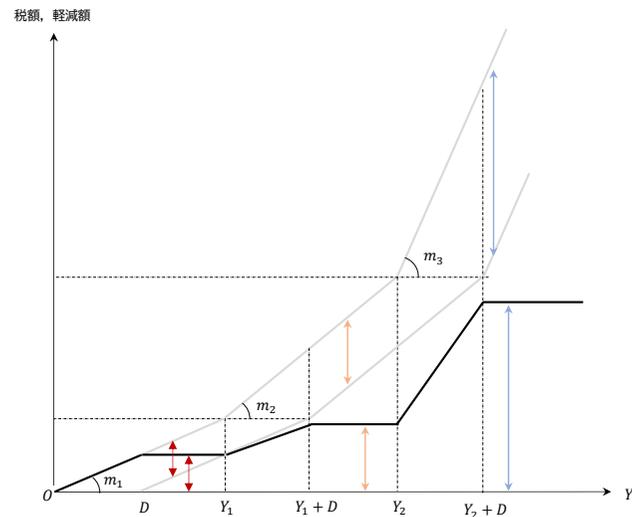
- 税額控除による負担軽減率

$$s = \frac{E}{T(Y)} \Rightarrow \frac{ds}{dY} = -\frac{mE}{T(Y)^2} < 0, \frac{ds}{dE} = \frac{1}{T(Y)} > 0, \frac{d^2s}{dYdE} = -\frac{m}{T(Y)^2} < 0$$

- 所得水準が増加すると減少

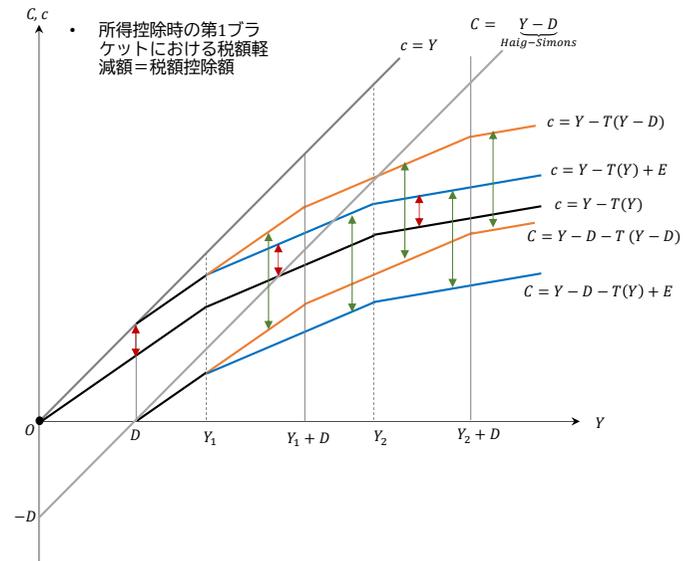
40

超過累進課税下での所得控除による税の軽減額



41

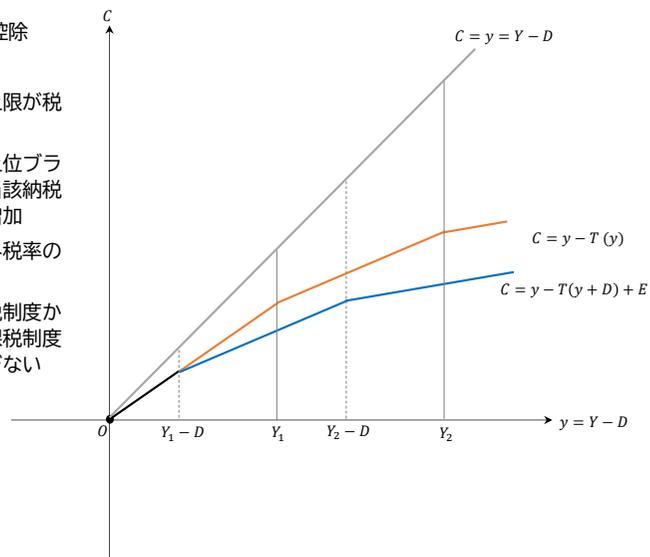
本来の予算制約と 所得控除から税額控除への転換



42

本来の予算制約と所得控除/税額控除

- 所得控除→税額控除
- ステルス増税
 - 各ブラケットの上限が税額控除分減少
 - 一部の納税者が上位ブラケットへ移動=当該納税者の限界税率の増加
 - ブラケットと限界税率の変化で再現可
 - ある超過累進課税制度から他の超過累進課税制度に変化するに過ぎない



43

5. 給付付き税額控除？

44

還付型所得控除と還付型税額控除 ともに定額の場合

- （非還付型）所得控除(deduction)

$$T = m \cdot (Y - D) = m \cdot Y - m \cdot D$$

- T : 税額, m : 税率(比例税を想定), Y : 所得, D : 所得控除額, $m \cdot D$: 税の軽減=実質的な給付

- 税額控除(tax credit)

$$T = m \cdot Y - E$$

- E : 税額控除

- いずれの場合も, 控除がない場合より, 税引き後所得は増加する=実質的な給付.

$$M - T = Y - m \cdot (Y - D) = (1 - m) \cdot Y + m \cdot D$$

$$M - T = Y - (m \cdot Y - E) = (1 - m) \cdot Y + E$$

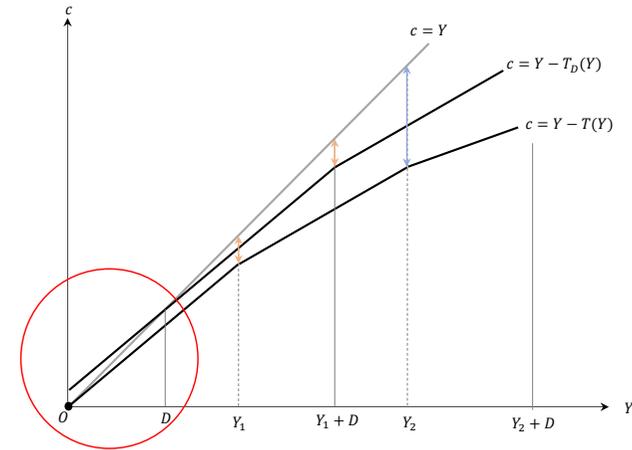
- 所得が一定金額以下の場合には負の課税 (=給付) となる (課税前よりも可処分所得が増加する).

$$T = m \cdot (Y - D) < 0 \text{ if } Y < D$$

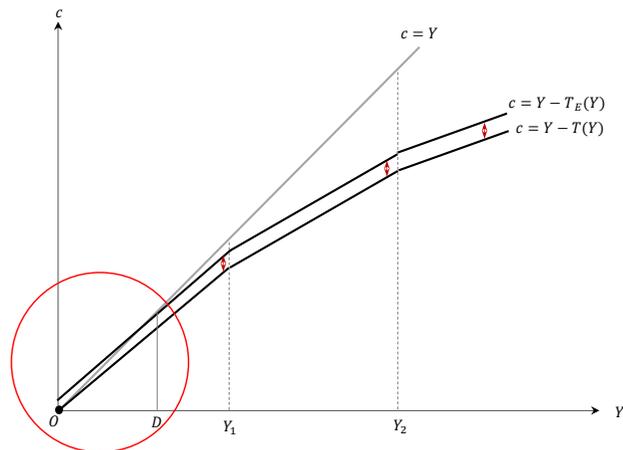
$$T = m \cdot Y - E < 0 \text{ if } m \cdot Y < E$$

- ゼロブラケットの問題であるので, $D = E/m$ とパラメータを設定すれば, 所得控除でも税額控除でもゼロブラケットでの効果は変わらない.

超過累進課税下での予算制約と還付型所得控除



超過累進課税下での予算制約と税額控除



給付付き税額控除？

Google 給付付き税額控除

AI モード すべて ニュース 画像 ショッピング 動画 ショート動画 もっと見る

日本経済新聞
給付付き税額控除、消費減税競争の歯止め探る 与野党で国民会議へ
政府と与野党は社会保障改革を議論する「国民会議」で給付付き税額控除の制度設計も自派のテーマとする。中低所得者の負担を軽減する仕組みで中期的な...

2日前

NHKニュース
給付付き税額控除「国民会議でスピード感持ち検討」官房長官
【NHK】所得に応じて給付や所得税の控除を行う「給付付き税額控除」をめぐる、本官房長官は、与野党の幹部らにも参加を求めて今月中に立ち...

1日前

控除に関するニュース

時事ドットコム
「給付付き控除」夏にも具体像 国民会議、立憲公参加へ— 今月下旬に初会合

1日前

コフィデニュース
高市総理「スピード感を持って検討進める」給付付き税額控除の制度設計めぐり

1日前

Yahoo!ニュース
本格化する給付付き税額控除制度の議論：中低所得層の支援と成長力を高める労働意欲の向上（NRI研究員の時事解説）
日本で議論されている「給付付き税額控除」が米国の一つとされているのが、1975年にフードスタンプで導入された米国の労働所得税額控除（EITC...）

1日前

TBS NEWS DIG
高市総理「スピード感を持って検討進める」給付付き税額控除の制度設計めぐり
税の控除と給付を組み合わせた「給付付き税額控除」をめくり、高市総理はきょうの衆議院総務委員会、今月中に立ち上げる「国民会議」でスピード感...

TBS NEWS DIG
【速報】今月中に国民会議立ち上げ 高市総理が表明 給付付き税額控除など税と社会保障の一体改革へ
高市総理は5日、車庫の記者会見を開き、税の控除と給付を組み合わせた「給付付き税額控除」をめくり、制度設計を議論する「国民会議」を、今月、立ち...

5日前

信濃毎日新聞デジタル
〈社説〉給付付き税額控除 まず目的を明確に描いて
新たなセーフティネットとなるか。「給付付き税額控除」を巡り、超党派による制度設計の議論が始まる。月内に設置される社会保障と税の一体改革の...

2時間前

UIMDI | くらしとあいの経済メディア
高市総理の「給付付き税額控除」いつから始まる？「減税だけで終わらない」全額が現金給付になる人とは
高市総理は、所信表明演説で「給付付き税額控除」について議論を進める考えを示しました。現金給付との違い、そして、全ての方に恩恵はあるのか。

3日前

日本経済新聞
立憲民主党、社会保障改革の国民会議に参加へ「給付付き税額控除」設計を協議
立憲民主党は高市早稲首相月内に発足させる社会保障改革を議論する「国民会議」に参加する方針だ。政府と与野党が共同で開催し運営する。

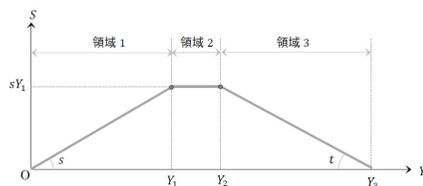
2日前

Googoooooooooooooole >
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 次へ

政治

勤労税額控除

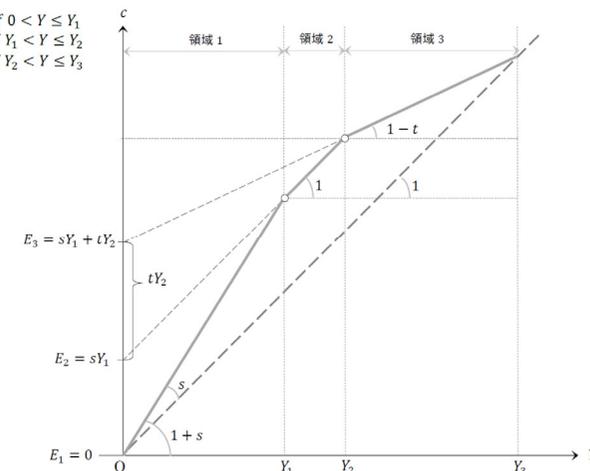
- 労働所得がゼロなら給付しない。
If $h = 0, G(Y) = 0$
- 所得が0以上 Y_L 未満の場合は定率補助。
If $0 < Y < Y_L, G(Y) = s \cdot Y$
 $c = (1 + s) \cdot Y$
- 所得が Y_L 以上 Y_M 未満の場合は定額補助 G_0 。
If $0 < Y < Y_L, G(Y) = G_0$
 $c = Y + G_0$
- 所得が Y_M 以上 Y_H 未満の場合は、定額補助 G_0 を与えたあと、 Y_M 以上の所得部分を限界税率 m で課税。
If $Y_M \leq Y < Y_H, G(Y) = G_0 - m \cdot (Y - Y_M)$
 $c = (1 - m) \cdot Y + G_0 + m \cdot Y_M$
- 所得が Y_H 以上の場合は給付停止。
If $Y_H \leq Y, G(Y) = 0$



53

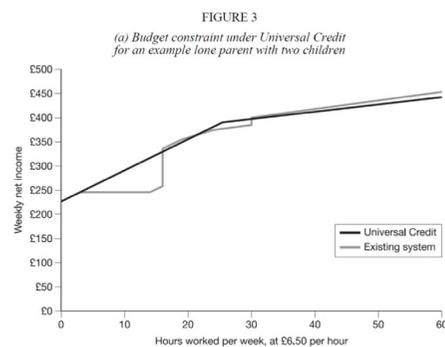
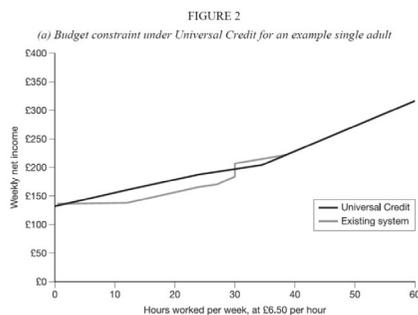
勤労税額控除

$$c = \begin{cases} Y + sY = (1 + s)Y & \text{if } 0 < Y \leq Y_1 \\ Y + sY_1 & \text{if } Y_1 < Y \leq Y_2 \\ Y + sY_1 - t(Y - Y_2) = (1 - t)Y + sY_1 + tY_2 & \text{if } Y_2 < Y \leq Y_3 \end{cases}$$



54

(参考) ユニバーサルクレジット



Brewer, M., Browne, J., Jin, W., 2012. Universal credit: A preliminary analysis of its impact on incomes and work incentives. Fiscal Studies 33, 39-71.

55

税額控除か所得控除か

- 税額控除である必要はなく、所得控除としても同様の予算制約は再現できる。
- ポイントは就労者がうけとる賃金率を公的部門の補助によって市場で決定する賃金率以上にすること。
- 就労所得にかかる情報が集まる機関が課税当局なので、課税当局が執行しているに過ぎない。
- 当該情報が追加のコストなく入手できるのならば、他の機関が執行しても問題はない。
- 必ずしも還付という形式をとらず、単なる定率給付として行う事も原理的には可能。

56

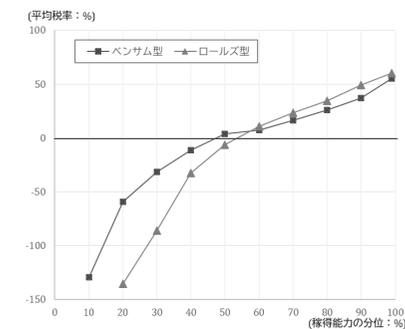
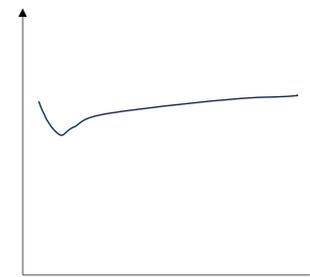
最適所得課税論

- 稼得能力にかかる**限界税率** (intensive margins) :
 - 限界税率は負にはならない
 - 稼得能力が最も低い個人も就業している場合、当該個人が直面する最適な限界税率はゼロ (Seade, J. K., 1977. On the shape of optimal tax schedules. *Journal of Public Economics* 7(2), 203-235.) .
 - 稼得能力に上限がある場合、その上限の稼得能力を有する個人の最適限界税率はゼロ (Sadka, E., 1976. On progressive income taxation. *American Economic Review* 66(5), 931-935) .
- 労働供給が離散型の場合の**限界税率** (extensive margins)
 - 限界税率は負になる (Saez, E., 2001. Using elasticities to derive optimal tax rates. *Review of Economic Studies* 68, 205-229.)
- 限界税率の他の特徴や平均税率を知るためには数値計算シミュレーションを利用
 - Brewer, M., Saez, E., Shephard, A., 2010. Means testing and tax rates on earnings. In: Institute for Fiscal Studies (Ed.) *Dimensions of Tax Design: the Mirrlees Review*. Oxford University Press, pp. 90-173.
 - Tuomala, M., 2016. *Optimal Redistributive Taxation*. Oxford University Press.

57

シミュレーションの一般パターン

- **限界税率** (Brewer et al. 2010, Tuomala 2016)
- **平均税率** (Tuomala 2016)



58